

平成25年9月5日

保護者様

岡山県立岡山操山中学校
校長 松沢克彦

警報発令時の対応について

本校教育の推進につきましては、平素から御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「警報発令時の対応」につきましては、年度初めに各学年の学年通信ですすでにお示ししておりますが、平成25年8月30日から、「特別警報」の運用が開始されました。

このことに伴い、本校の「警報発令時の対応」に「特別警報発令時の対応」を追加いたしますので、以下の内容につきまして今一度ご確認いただき、お子様の安全のために適切な対応をお取り下さいますようお願いいたします。

記

「警報発令時の対応について」

- ① 午前6時以降に、岡山県南部（東備地域、岡山地域、倉敷地域、井笠地域の4地域。高梁地域を除く。）のいずれかの地域に「暴風警報」「暴風雪警報」のいずれかが発令されている場合は、臨時休業となります。すでに登校している生徒については、学校で待機させ、安全が確認できれば下校させます。
- ② 就学時間内に発令した場合は、安全に下校できることが確認できれば下校させます。
- ③ 上記以外の警報の場合には、臨時休業とはしません。ただし、地域によって登校不能の状態の時には、できるだけ早く中学校にご連絡ください。

「特別警報発令時の対応について」

午前6時以降に、岡山県南部（東備地域、岡山地域、倉敷地域、井笠地域の4地域。高梁地域を除く。）のいずれかの地域に「大雨」「暴風」「高潮」「波浪」「暴風雪」「大雪」のいずれかの特別警報が発令されている場合は、臨時休業としますので、身を守るために最善を尽くしてください。なお、すでに登校している生徒については、学校で待機させ、安全が確認できれば下校させます。